

千葉市営繕工事技術検査基準

(目的)

第1条 この技術基準は、「千葉市工事技術検査要領」(以下「技術検査要領」という。)

第4条に基づく技術的な事項を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(技術検査の内容)

第2条 技術検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等及び法令遵守等について技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

(技術検査の種類)

第3条 技術検査は、工事の施工期間中(以下「中間技術検査」という。)及び完成時(以下「完成技術検査」という。)において実施するものとする。

(中間技術検査)

第4条 中間技術検査は、当初請負契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事(以下「低入札工事」という。)、又は工事担当課長が必要と認めた工事を対象として実施する。ただし、ただし、単純工事など中間技術検査の効果が期待できない工事については、別途工事検査室と協議のうえ、対象外とすることができる。

- 2 中間技術検査は、完成及び既済(完済を含む)部分の検査時期、並びに当該工事の主要工種を考慮し、出来形及び品質確認のうえで重要な変化点である段階確認の実施時期等に行うことを原則とする。
- 3 実施時期は、監督職員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術的評価を適切に実施できる施工段階を選定し、工事担当課長が検査担当課長に依頼するものとする。
- 4 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済(完済を含む)部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術確認が必要な場合はこの限りではない。
- 5 検査担当課長は、前3号により検査の執行を依頼された場合は、工事担当課長に対して中間技術検査を実施する旨、検査員、検査日時等必要な事項を事前に通知する。又、工事

担当課長は、受注者に対して検査日等を事前に通知するものとする。

6 中間技術検査の対象工事は、特記仕様書で指定するものとする。その実施回数は、当初請負契約金額が3億円未満の工事は1回程度、当初請負契約金額が3億以上の工事は2回程度行うものとする。なお、当該工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。ただし、低入札工事については、当該工事の監督員が検査員と協議のうえ中間技術検査の実施回数を決定する。又、既済部分検査（打ち切り検査は除く）は、これを兼ねることができる。

7 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認を行うが給付の対象としない。

（完成技術検査）

第5条 完成技術検査は、当該工事の完成時に行うものとする。なお、当該工事の工事目的物の供用後の性能等が設計図書で規定された工事にあつては、予め定められた評価時期、評価項目、評価基準等により工事完成後に技術検査を実施するものとする。

（工事実施状況の技術検査）

第6条 工事実施状況の技術検査は、工事の施工体制、施工状況等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

（出来形の技術検査）

第7条 出来形の技術検査は、出来形の精度、出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

（品質の技術検査）

第8条 品質の技術検査は、品質、品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

（出来ばえの技術検査）

第9条 出来ばえの技術検査は、仕上がり状態、納まり、形状、配置、関連工事（密接に係る別契約の工事をいう。）との調和等について技術的な評価を行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 12 月 1 日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

附 則

この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。